

株 主 各 位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号

日本金銭機械株式会社

代表取締役社長 上 東 洋次郎

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
天王寺都ホテル 6階 吉野の間
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第62期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株
予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日当社の役員及び従業員は、省エネルギーへの取組みの一環として、軽装(クールビズスタイル)にてご対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
 - ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jcm-hq.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jcm-hq.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国では堅調な個人消費を下支えに拡大が続き、また、欧州では低成長ながら持ち直しの動きが続くなど、総じて回復傾向で推移いたしました。一方、国内経済は、原油安・円安・株高に伴い企業収益の改善が続く中、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅い動きを示していることなどから、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループを取り巻く経営環境は、北米ゲーミング市場では、カジノホールへの設備投資の減少により、需要は軟化傾向にありましたが、欧州のゲーミング市場では、主要国を中心に堅調な需要が持続いたしました。国内でも、金融・流通市場では安定した需要がみられましたが、遊技場向機器市場では、消費税率の引き上げや娯楽の多様化の影響を受け、パチンコホールの設備投資は抑制傾向にありました。

このような状況のもと、当社グループでは、引き続き東南アジアをはじめ、国内外において新規顧客の開拓を行うなど、積極的な販売活動を展開するとともに、ゲーミング市場における総合コンポーネントサプライヤーとしての地位を確固たるものとするため、スロットマシンに搭載するプリンターユニットの大手製造・販売企業であるFUTURELOGIC社を買収するなどの取り組みを通じて、売上規模及びマーケットシェアの拡大に努めました。

以上の活動の結果、当期の売上高は279億17百万円（前期比0.4%増）となりました。利益面においては、北米地域を中心に、競合他社との販売競争の激化による価格面の軟化がみられたことなどから、営業利益は12億85百万円（前期比27.1%減）となりました。一方、決算期末日の為替レートが円安に進み、外貨建資産の為替時価換算差益を計上したため、経常利益は21億66百万円（前期比2.4%増）となり、また、当期純利益は14億86百万円（前期比4.8%増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル106.46円（前期98.00円）、ユーロ140.33円（前期130.55円）で推移いたしました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区 分	第61期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第62期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	前期比増減額	同増減率
	百万円	百万円	百万円	%
日 本 地 域	10,556	10,899	343	3.3
北 米 地 域	10,200	9,586	△ 614	△ 6.0
欧 州 地 域	6,744	7,431	686	10.2
ア ジ ア 地 域	304	—	△ 304	△100.0
合 計	27,806	27,917	111	0.4

(注) 1. △は減少を示しております。

2. 「アジア地域」セグメントにつきましては、セグメント間の調整により、同地域内における売上を「北米地域」セグメントにて計上するよう変更したことから、当期より売上高の計上はなくなりました。

〈日本地域〉

遊技場向機器市場では、消費税率の引き上げ等の影響により、メダル貸機などの関連設備機器や環境関連製品が総じて減少いたしました。金融・流通市場では、OEM顧客向けの貨幣処理機器ユニットの販売が増加したことなどから、当セグメントの売上高は増加いたしました。

〈北米地域〉

ゲーミング市場では、FUTURELOGIC社の買収によるプリンター事業の売上増加がありました。過去に当社グループが販売した旧タイプの紙幣識別機ユニットの入替需要が一巡したことに加え、カジノホールの設備投資が大きく減少したことなどから、当セグメントの売上高は減少いたしました。

〈欧州地域〉

流通市場では、大口需要があった前期に比較して減少いたしました。ゲーミング市場では、紙幣還流ユニットの販売が好調であったことなどから、当セグメントの売上高は増加いたしました。

〈アジア地域〉

当セグメントは、主に当社グループの海外における生産機能を担っており、セグメント間の販売機能の見直しにより、従来、当セグメントで計上していた売上を北米地域セグメントに移管したため、当期より当セグメントでは売上高を計上しておりません。

②設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、6億25百万円であります。

その主なものは、日本地域セグメントにおける生産用金型3億3百万円、アミューズメント事業用ゲーム機74百万円であります。

③資金調達の状況

当社は、平成26年8月に、FUTURELOGIC社の買収資金に充当するため、金融機関より円建てにて55億円の調達を行い、平成27年3月にドル建てに変更の上、借入延長の手続きを行っております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成26年8月1日付にて、連結子会社JCM AMERICAN CORP. の100%出資子会社としてJCM INNOVATION CORP. を設立し、同社を通じて同年8月29日付にて、FUTURELOGIC GROUP, LLC. の全持分を取得し、同社の子会社6社を含め、完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第60期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第61期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第62期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	22,129	23,441	27,806	27,917
経 常 利 益(百万円)	1,259	1,852	2,114	2,166
当期純利益(百万円)	778	1,432	1,418	1,486
1株当たり当期純利益	28円87銭	53円08銭	52円58銭	55円11銭
総 資 産(百万円)	28,710	29,449	33,683	42,511
純 資 産(百万円)	22,464	24,294	27,223	29,427

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000千円	100%	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000千円	(100)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200千米ドル	100	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1千米ドル	(100)	傘下グループの事業管理
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	—	(100)	プリンターユニット製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650千ユーロ	100	貨幣処理機器等の販売
JCM GOLD (H. K.) LTD.	17,500千香港ドル	100	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO., LTD.	7,500千香港ドル	100	不動産賃貸業
JCM CHINA CO., LTD.	500千人民元	(100)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	5,000千タイバツ	100	ソフトウェアの開発

- (注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む16社であります。
2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。
3. JCM INNOVATION CORP. は、平成26年8月1日付にて、当社の連結子会社JCM AMERICAN CORP. の100%出資子会社として設立いたしました。
4. FUTURELOGIC GROUP, LLC. は、平成26年8月29日付にて、JCM INNOVATION CORP. が同社の全持分を取得し、同社の子会社6社とともに、完全子会社となりました。
5. FUTURELOGIC GROUP, LLC. の資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な経済環境につきましては、米国・欧州の金融政策による影響が懸念されるものの、海外経済は総じて緩やかな景気回復が予想されます。また、日本経済におきましても、円安・株高により企業収益が増加する中、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の活性化などにより、景気の拡大が期待されま

す。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、国内外の金融・流通・交通等のコマーシャル市場では、アジアを中心に多種多様な潜在的需要が大きく、国内におきましても、中期的には東京オリンピック開催や、不確定要素は高いものの日本カジノの解禁など、当社グループにとって追い風となる各種需要の発生が見込まれます。一方、娯楽に対する嗜好の多様化、業界内での再編の動きなどを背景に、海外ゲーミング市場や国内の遊技場向機器市場では、それぞれ市場規模の縮小や価格競争の激化が続くなど、厳しい経営環境にあるものと認識しております。

以上の状況を踏まえ、今後新たな成長が期待できるコマーシャル市場への一層の注力を図るべく、従前の「グローバル統轄」組織からコマーシャル事業を分離・独立させ、本年4月1日より「グローバルコマーシャル本部」を新設するとともに、国内外のコマーシャル市場（金融・流通・交通分野）における販売機会の確保、ビジネス領域及び新商材の開発に努め、世界的な新規市場開拓と需要の創出に向け、新たな収益の柱として成長させるよう取り組んでまいります。

また、ゲーミング事業では、昨年買収したFUTURELOGIC社とのシナジー効果や付加価値の早期創出に努め、ゲーミング市場における総合コンポーネントサプライヤーとしての地位を確固たるものといたします。一方、国内の遊技場向機器事業では、業界動向等の情報収集、分析を重ね、販売戦略、技術開発戦略等を含め、機敏に対応してまいります。

併せて、様々な事業環境の変化に即応しつつ、持続可能な経営基盤の拡充・強化に向け、事業提携やM&Aを積極展開する一方で、固定費の圧縮等による経営の効率化にも取り組んでまいります。

なお、当社グループは、平成26年2月12日に発表いたしました平成27年度（平成28年3月期）を最終年度とする「中期経営計画」につきまして、今般、平成29年度（平成30年3月期）を最終年度とするローリングプラン（Ⅱ）として、本年5月12日に公表いたしました。

具体的な数値目標は、以下のとおりであります。

	第63期 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）	第64期 （平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）	第65期 （平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）
売上高(百万円)	31,200	32,500	34,500
営業利益(百万円)	1,900	2,000	2,400
当期純利益(百万円)	1,400	1,500	1,700
株主資本利益率 (R O E)	4.8%	5.0%	5.5%

さらに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、進行年度よりスタートする本中期経営計画の達成をより力強く推し進める目的で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入を予定しております。その詳細につきましては、株主総会参考書類第3号議案をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、当社グループの中長期的な取り組みにつきご理解いただきますとともに、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・日本地域 ・北米地域 ・欧州地域	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣選流ユニット	同一ユニット内で紙幣の受取りと払出しの双方を行い、受取った紙幣をユニット内に一時保管した後、釣銭等として払い出す（選流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数したうえで保管する装置で、タクシー営業所及び流通小売店舗等において単独若しくは現金警送システムの端末機として使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット、外食産業、ガソリンスタンド等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所での現金授受業務の改善を目的として使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・日本地域	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機及び台間メダル貸機に不足するメダルを補給するとともに、パチスロ機からオーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルを景品に交換するとともに、景品在庫を管理するトータルシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
その他 ※該当セグメント ・日本地域	アミューズメント事業	ゲームセンターの運営
	環境関連機器	パチンコ店、病院等で空気清浄用に使用されます。

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは、各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地
日本金銭機械株式会社（当社）	本 社	大阪市平野区
	東 京 本 社	東京都中央区
	長 浜 工 場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本 社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本 社	東京都台東区
JCM AMERICAN CORP.	本 社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本 社	米国 ネバダ州
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	本 社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本 社	ドイツ デュッセルドルフ市
	英 国 支 店	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H. K.) LTD.	本 社	香港
SHAFTY CO., LTD.	本 社	香港
JCM CHINA CO., LTD.	本 社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ バンコク市

- (注) 1. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。
2. JCM INNOVATION CORP. は、平成26年8月1日付にて設立いたしました。
3. FUTURELOGIC GROUP, LLC. は、平成26年8月29日付にて、当社グループの完全子会社といたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
日本地域	354名	11名増
北米地域	120名	25名増
欧州地域	71名	4名増
アジア地域	74名	3名増
合 計	619名	43名増

(注) 1. 上記には準社員136名は含んでおりません。

2. 北米地域の増加は、主にFUTURELOGIC GROUP, LLC. の完全子会社化によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227名	12名増	41.8歳	14.2年

(注) 上記には派遣出向社員124名及び準社員38名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	3,007 百万円
株式会社三井住友銀行	2,525
三井住友信託銀行株式会社	240

(注) 上記は外貨（米ドル）での借入れであり、借入額は期末時レートにより日本円に換算しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 118,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,662,851株
- ③株主数 21,656名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713株	17.28%
上東宏一郎	2,707,246	10.03
上東洋次郎	1,458,283	5.41
上東保	874,400	3.24
株式会社りそな銀行	629,343	2.33
株式会社三井住友銀行	503,724	1.87
日本生命保険相互会社	403,226	1.49
株式会社みずほ銀行	389,058	1.44
トーターエンジニアリング株式会社	297,174	1.10
日本金銭機械従業員持株会	211,516	0.78

- (注) 1. 当社は、自己株式2,684,669株を保有しておりますが、上記大株主から除外しておりません。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記大株主の上東保氏は、平成27年5月4日に逝去され、現在、遺産相続協議中であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）
- 該当事項はありません。

②当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	
常務取締役	牧 比佐史	管理業務全般統轄
常務取締役	礮 井 昭 良	JCMグローバル（海外事業）統轄 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 JCM INNOVATION CORP. 代表取締役 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役
常務取締役	伊 澤 輝	ものづくり統轄 兼 ものづくり統轄本部長 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役
取締役	鳴 尾 英 治	上席執行役員 ものづくり統轄本部副本部長
取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	吉 村 泰 彦	国内販売事業統轄 JCMシステムズ株式会社 代表取締役
社外取締役	ブライアン・アンドリュース・スミス	アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表
社外取締役	吉 川 興 治	弁護士（馬場・高橋法律事務所）
常勤監査役	中 村 泰 三	
常勤監査役	田 村 幸 夫	
社外監査役	小 泉 英 之	公認会計士（小泉公認会計士事務所代表） 株式会社千趣会 社外監査役
社外監査役	森 本 宏	弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員） 株式会社千趣会 社外監査役

(注) 1. 取締役 ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 常勤監査役 中村泰三氏は、ステラケミファ株式会社の経理部マネージャー、JCMメイホウ株式会社の管理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス、吉川興治及び監査役 小泉英之の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成27年4月1日付にて、下記のとおり取締役の担当業務を変更しております。

会社における地位	氏 名	主 要 な 担 当 業 務	
		変 更 前	変 更 後
代表取締役社長	上 東 洋次郎	—	グローバルコマース統轄
常 務 取 締 役	磯 井 昭 良	JCMグローバル(海外事業)統轄 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 JCM INNOVATION CORP. 代表取締役 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役	グローバルゲーミング統轄 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 JCM INNOVATION CORP. 代表取締役 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の6名であります。

氏 名	主 要 な 担 当 業 務
山 澤 茂	上席執行役員 ものづくり統轄本部 品質特命担当
中 谷 議 人	執行役員 ものづくり統轄本部 生産副担当
井 内 良 洋	執行役員 ものづくり統轄本部 生産担当
中 尾 晴 昭	執行役員 ものづくり統轄本部 開発担当
岩 井 一 郎	執行役員 ものづくり統轄本部 品質担当
長 谷 川 誠	執行役員 グローバルオペレーション部長

(注) 平成27年4月1日付にて、下記のとおり担当業務を変更しております。

氏 名	主 要 な 担 当 業 務	
	変 更 前	変 更 後
山澤 茂	上席執行役員 ものづくり統轄本部 品質特命担当	上席執行役員 グローバルコマース本部 商品企画担当
長谷川 誠	執行役員 グローバルオペレーション部長	執行役員 グローバルコマース本部長

②当期中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (2)	210 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	49 (13)
合 計 (うち社外役員)	14 (4)	259 (20)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会において付議いたします取締役8名に対する賞与支給予定額230万円が含まれております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表及び在日カナダ商工会議所オタワ特別代表であります。当社と両団体との間には特別な関係はありません。
- 社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場・高橋法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス	13回	100.0%	—回	—%
社外取締役 吉川興治	13	100.0	—	—
社外監査役 小泉英之	18	100.0	15	100.0
社外監査役 森本宏	18	100.0	15	100.0

(注) 社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス及び吉川興治の両氏につきましては、平成26年6月26日就任後の状況を記載しております。

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、豊富な国際経験と経営者としての専門的な知見に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区 分	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H. K.) LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報その他の情報を文書（書類、印刷物その他一切の記録（電磁的媒体によるものを含む。））に記録し、保存する。取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に当社において閲覧が可能な方法で保管する。

②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループ全体のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当部署を定めるとともに、当社グループ全体のリスク管理活動を統轄する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当取締役を同委員会の委員長とする。
- ロ. リスク管理委員会は、リスク管理担当部署から、定期的にリスクの状況に関する報告を受け、当社グループのリスク管理全般に関する事項の検討・報告・決定等を行う。リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を取締役会及び監査役に報告し、必要に応じて提言を行う。
- ハ. リスク管理担当取締役は、期ごとにリスク管理活動計画を策定し、前記のリスク管理活動の状況とともに監査役に報告する。
- ニ. リスク管理委員会は、リスク管理の機能状況の検証を行うとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理体制等の見直しを行う。

③当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 業務規程、決裁権限規程及びその他の規程により、当社グループ全体について取締役会、常務会等の役割、使用人の職位・職務分担・職務権限、役員・使用人の決裁権限等を明確にし、業務の効率性を高める。
- ロ. 社外取締役制度の導入により、取締役会の監視機能を強化し、また、執行役員への権限の委譲や組織のスリム化により、経営判断の一層の迅速化、公正化を図る。

ハ．当社は、3事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

④当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの役員・使用人が法令及び諸規則を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

ロ．コンプライアンス体制に関する規程（コンプライアンス規程）を制定し、コンプライアンスを実現させるための具体的なプログラムとして当社及び当社の子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを定める。また、コンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、コンプライアンス委員会を設け、当社及び当社の子会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統轄することとし、併せて当社のコンプライアンス担当取締役をコンプライアンス委員会の委員長とする。

ハ．法令違反行為、不正行為及び法令違反の疑義がある行為等について当社及び当社子会社の使用人が直接情報提供を行う手段として、当社内部に社内相談室及び投書箱を設置するとともに、外部専門家を窓口とする社外相談室を設置する。社内相談室はコンプライアンス責任者が担当し、投書箱は常勤監査役の所管とする。通報を受けた場合は、通報内容を調査するとともに、再発防止策をとらなければならない。

ニ．当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を充実させるとともに、当社グループの役員・使用人がコンプライアンスを実践するための手引きとして、コンプライアンス・マニュアル及び同細則を定める。

ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを上記行為規範において明確にするとともに、当社の子会社を含めた役員・使用人へのコンプライアンス教育を行って遵法意識の醸成に努める。

また、経営企画本部内に不当要求防止責任者を設置するとともに、警察当局・弁護士等の外部専門機関と十分に連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に適時適切に対応できる体制を構築している。

⑤当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社管理規程により、当社による子会社管理の適正化を図ることとし、当社における子会社の管理担当部署を経営企画本部とする。
- ロ. 当社及び当社の子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを制定し、併せてコンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、当社代表取締役、コンプライアンス担当取締役、当社及び当社の子会社のコンプライアンス責任者等で構成されるコンプライアンス委員会を設置することにより、当社及び当社の子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・報告等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ハ. 取締役の業務執行状況報告の一環として、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への毎月の報告を義務付ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を設置し、監査役の職務の補助に努めている。また、必要に応じ経営企画本部内部監査グループに所属する使用人に対しても監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の意見を尊重するものとする。

⑧当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び当社子会社の取締役並びに監査役は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社監査役に対して i. 常務会で決議された事項、ii. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、iii. 毎月の経営状況として

重要な事項、iv. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、v. 重大な法令・定款違反、vi. 内部通報制度に関する通報状況及びその内容、vii. その他コンプライアンス上重要な事項を報告しなければならないものとする。当社及び当社子会社の使用人は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社監査役に対して、上記のうちii.、v.及びvii.の事項を報告できるものとする。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して投書箱を通じて通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報を行ったこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図る。

ロ. 監査役と代表取締役は、相互に意思疎通を図るとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をするため、定期的に会合を持つものとする。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。当期の期末配当金につきましては、上記方針に加え、平成27年1月11日に創立60周年を迎えたことから、株主の皆様にご感謝の意を表し、期初予想の1株当たり8.5円に創立60周年記念配当2円を増配し、10.5円（中間配当金と合わせて年間19円）といたしました。これにより当期の配当性向は34.5%、純資産配当率は1.8%となります。

内部留保金につきましては、今後の事業拡大に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、生産効率の向上に向けた設備投資など、持続的な成長確保のための費用として有効に活用してまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくあり

ません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。
- ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。
- ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は平成29年3月期に係

る定時株主総会の終結の時までであります。有効期間満了前であっても株主の皆様のご意向により廃止が可能であること)、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減比並びに監査役取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,993,034	流動負債	12,465,326
現金及び預金	8,834,280	支払手形及び買掛金	3,728,644
受取手形及び売掛金	7,151,245	短期借入金	5,773,440
有価証券	6,653	リース債務	112,754
商品及び製品	6,248,950	未払法人税等	108,716
仕掛品	596,664	賞与引当金	288,359
原材料及び貯蔵品	3,377,060	役員賞与引当金	28,300
繰延税金資産	445,575	繰延税金負債	4,403
その他の流動資産	639,460	その他の流動負債	2,420,707
貸倒引当金	△ 306,856	固定負債	618,891
固定資産	15,518,936	リース債務	180,119
有形固定資産	5,365,248	繰延税金負債	74,020
建物及び構築物	2,102,125	厚生年金基金解散損失引当金	67,000
機械装置及び運搬具	219,825	その他の固定負債	297,751
土地	1,847,412	負債合計	13,084,218
リース資産	127,978	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,067,906	株主資本	28,625,951
無形固定資産	8,106,183	資本金	2,216,945
のれん	8,019,099	資本剰余金	2,068,964
ソフトウェア	80,187	利益剰余金	26,669,381
その他の無形固定資産	6,897	自己株式	△2,329,339
投資その他の資産	2,047,503	その他の包括利益累計額	801,801
投資有価証券	766,628	その他有価証券評価差額金	115,562
長期貸付金	93,351	為替換算調整勘定	686,239
退職給付に係る資産	508,036	純資産合計	29,427,753
繰延税金資産	39,235	負債・純資産合計	42,511,971
その他の投資等	691,814		
貸倒引当金	△ 51,563		
資産合計	42,511,971		

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		27,917,092
売上原価		17,490,577
売上総利益		10,426,514
割賦販売未実現利益戻入額		69,361
割賦販売未実現利益繰入額		124,724
差引売上総利益		10,371,151
販売費及び一般管理費		9,086,085
営業利益		1,285,066
営業外収益		
受取利息	84,292	
受取配当金	11,980	
為替差益	1,040,967	
持分法による投資利益	821	
その他	55,127	1,193,190
営業外費用		
支払利息	53,922	
買収関連費用	201,890	
60周年記念費用	34,304	
その他	22,008	312,125
経常利益		2,166,131
特別利益		
固定資産売却益	107	
投資有価証券売却益	1,020	1,127
特別損失		
固定資産除却損	20,103	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	67,000	
特別退職金	198,733	285,836
税金等調整前当期純利益		1,881,422
法人税、住民税及び事業税	376,140	
法人税等調整額	18,460	394,601
当期純利益		1,486,821

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	2,216,945	2,068,964	25,520,525	△ 2,328,593	27,477,841
会計方針の変更による 累積的影響額			107,181		107,181
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	2,216,945	2,068,964	25,627,707	△ 2,328,593	27,585,023
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 445,146		△ 445,146
当期純利益			1,486,821		1,486,821
自己株式の取得				△ 746	△ 746
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,041,674	△ 746	1,040,928
平成27年3月31日 残高	2,216,945	2,068,964	26,669,381	△ 2,329,339	28,625,951

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額 合計	
平成26年4月1日 残高	62,329	△ 316,799	△ 254,469	27,223,372
会計方針の変更による 累積的影響額				107,181
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	62,329	△ 316,799	△ 254,469	27,330,554
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 445,146
当期純利益				1,486,821
自己株式の取得				△ 746
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	53,232	1,003,038	1,056,270	1,056,270
連結会計年度中の変動額合計	53,232	1,003,038	1,056,270	2,097,198
平成27年3月31日 残高	115,562	686,239	801,801	29,427,753

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,232,310	流動負債	8,118,986
現金及び預金	3,217,651	支払手形	1,943
売掛金	4,034,182	買掛金	1,543,762
商品及び製品	160,945	短期借入金	5,773,440
仕掛品	534,359	未払金	383,759
原材料及び貯蔵品	855,535	未払費用	70,870
前払費用	54,869	未払法人税等	93,989
未収入金	161,236	賞与引当金	197,000
未消費税等	71,897	役員賞与引当金	23,000
関係会社短期貸付金	1,924,480	その他の流動負債	31,222
繰延税金資産	222,792	固定負債	285,999
その他の流動資産	50,029	繰延税金負債	71,141
貸倒引当金	△ 55,669	厚生年金基金解散損失引当	67,000
固定資産	13,822,685	その他の固定負債	147,857
有形固定資産	4,028,912	負債合計	8,404,985
建物	1,619,153	(純資産の部)	
構築物	9,903	株主資本	16,549,214
機械及び装置	13,192	資本金	2,216,945
車両運搬具	1,009	資本剰余金	2,068,964
工具、器具及び備品	880,601	資本準備金	2,063,905
土地	1,465,393	その他資本剰余金	5,058
建設仮勘定	39,659	利益剰余金	14,592,644
無形固定資産	75,051	利益準備金	274,318
ソフトウェア	68,428	その他利益剰余金	14,318,325
その他の無形固定資産	6,622	別途積立金	12,054,761
投資その他の資産	9,718,722	繰越利益剰余金	2,263,564
投資有価証券	598,002	自己株式	△ 2,329,339
関係会社株式	1,031,679	評価・換算差額等	100,796
出資金	4,920	その他有価証券評価差額金	100,796
関係会社出資金	606,224	純資産合計	16,650,010
関係会社長期貸付金	6,855,960	負債・純資産合計	25,054,996
長期前払費用	223		
差入保証金	8,057		
会員権	49,050		
前払年金費用	504,909		
その他の投資等	107,944		
貸倒引当金	△ 48,250		
資産合計	25,054,996		

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	6,823,108	
役 務 収 益	2,692,631	9,515,740
売 上 原 価		6,450,830
売 上 総 利 益		3,064,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,703,041
営 業 利 益		361,867
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	79,600	
受 取 配 当 金	822,377	
為 替 差 益	1,064,193	
業 務 受 託 料	285,161	
受 取 賃 貸 料	37,634	
雑 収 入	15,768	2,304,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,054	
業 務 受 託 原 価	257,013	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
6 0 周 年 記 念 費 用	34,304	
雑 損 失	20,302	392,308
経 常 利 益		2,274,294
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,294	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	67,000	70,294
税 引 前 当 期 純 利 益		2,204,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	243,076	
法 人 税 等 調 整 額	42,772	285,848
当 期 純 利 益		1,918,151

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年4月1日 残高	2,216,945	2,063,905	5,058	2,068,964	274,318	11,904,761	833,378	13,012,458
会計方針の変更による累積的影響額							107,181	107,181
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,216,945	2,063,905	5,058	2,068,964	274,318	11,904,761	940,560	13,119,640
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 445,146	△ 445,146
別途積立金の積立						150,000	△ 150,000	—
当期純利益							1,918,151	1,918,151
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	150,000	1,323,004	1,473,004
平成27年3月31日 残高	2,216,945	2,063,905	5,058	2,068,964	274,318	12,054,761	2,263,564	14,592,644

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日 残高	△ 2,328,593	14,969,774	49,413	49,413	15,019,187
会計方針の変更による累積的影響額		107,181			107,181
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 2,328,593	15,076,956	49,413	49,413	15,126,369
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 445,146			△ 445,146
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		1,918,151			1,918,151
自己株式の取得	△ 746	△ 746			△ 746
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	51,383	51,383	51,383
事業年度中の変動額合計	△ 746	1,472,258	51,383	51,383	1,523,641
平成27年3月31日 残高	△ 2,329,339	16,549,214	100,796	100,796	16,650,010

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限
責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞

指定有限
責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月25日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 泰 三 (印)

常勤監査役 田 村 幸 夫 (印)

監 査 役 小 泉 英 之 (印)

監 査 役 森 本 宏 (印)

(注) 監査役 小泉英之及び監査役 森本 宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かみ ひがし こういちろう 上 東 宏 一郎 (昭和32年12月15日生)	昭和53年4月 当社入社 昭和62年5月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成6年6月 当社代表取締役社長 平成19年4月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役	2,707,246株
2	かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎 (昭和34年6月5日生)	昭和59年10月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年5月 当社取締役海外営業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年4月 当社グローバルコマース統轄（現任）	1,458,283株
3	まき 比 佐 史 (昭和24年2月26日生)	平成3年12月 当社入社 平成13年6月 当社取締役管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役（現任） 平成26年6月 当社管理業務全般統轄（現任）	一株
4	いそ い あき よし 磯 井 昭 良 (昭和35年3月4日生)	昭和60年1月 当社入社 平成12年2月 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役（現任） 平成19年6月 当社取締役上席執行役員 平成19年10月 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役（現任） 平成25年6月 当社常務取締役（現任） 平成26年8月 JCM INNOVATION CORP. 代表取締役（現任） 平成27年4月 当社グローバルゲーミング統轄（現任） (重要な兼職の状況) JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 JCM INNOVATION CORP. 代表取締役 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役	7,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	いざわ ひかる 伊澤 輝 (昭和24年8月29日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役上席執行役員 平成22年9月 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 (現任) 平成25年4月 当社取締役上席執行役員ものづくり2015プロジェクト担当 平成25年6月 当社常務取締役 (現任) 平成26年5月 当社ものづくり統轄本部長 (現任) (重要な兼職の状況) J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役	55,834株
6	なる おひでじ 鳴尾 英治 (昭和25年12月31日生)	昭和44年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員品質本部長 平成22年6月 当社上席執行役員生産本部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員 (現任) 平成26年5月 当社ものづくり統轄本部副本部長 (現任)	17,500株
7	たか がき つよし 高垣 豪 (昭和36年9月13日生)	平成9年8月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員管理本部副本部長 平成23年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長 平成25年6月 当社取締役上席執行役員 (現任) 平成25年12月 当社経営企画本部長 (現任)	800株
8	よし むら やす ひこ 吉村 泰彦 (昭和36年11月26日生)	平成8年8月 サミー工業株式会社 (現 サミー株式会社) 入社 平成19年4月 サミー株式会社執行役員 兼 株式会社サミーシステムズ代表取締役社長 平成21年5月 JCMシステムズ株式会社取締役社長 平成22年5月 JCMシステムズ株式会社代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社取締役国内販売事業統轄 (現任) (重要な兼職の状況) JCMシステムズ株式会社 代表取締役	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	Brian Andrew Smith ブライアン・アンドリュー・スミス (昭和21年3月30日生)	昭和44年6月 カナダ国 外務省入省 昭和59年9月 在米カナダ大使館参事官(エネルギー部門担当) 昭和62年10月 在日カナダ大使館参事官(財務、金融部門担当) 平成10年10月 カナダ国 大蔵省金融局特別アドバイザー 平成17年8月 カナダ高級技術者評議会理事 平成22年5月 アルタビスタ・コンサルティング・ インターナショナル代表(現任) 平成23年4月 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表	一株
10	よし かわ こう じ 吉川 興 治 (昭和25年2月8日生)	昭和53年4月 検事任官(大阪地方検察庁) 平成12年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長 平成16年4月 最高検察庁検事 平成17年7月 大阪地方検察庁次席検事 平成21年1月 神戸地方検察庁検事正 平成22年1月 検事退官 平成22年3月 弁護士登録 平成26年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(馬場・高橋法律事務所)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ブライアン・アンドリュー・スミス及び吉川興治の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) ブライアン・アンドリュー・スミス氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバルに事業展開を行う当社に対して、同氏の豊富な海外経験や専門的な知見を活かした客観的かつ適切なアドバイスが期待できるためであります。
- (2) 吉川興治氏を社外取締役候補者とした理由は、米国カジノにおけるゲーミングライセンスの対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社に対して、同氏の客観的かつ適切なアドバイスが期待できるためであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、法曹としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. ブライアン・アンドリュー・スミス及び吉川興治の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ1年となります。
5. ブライアン・アンドリュー・スミス及び吉川興治の両氏は、いずれも当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

6. ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
7. ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 当社は、ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. ブライアン・アンドリュース・スミス及び吉川興治の両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し総額23百万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすご承認をいただいておりますが、取締役の中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額700万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出

した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は同じく10名（うち社外取締役2名）となります。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

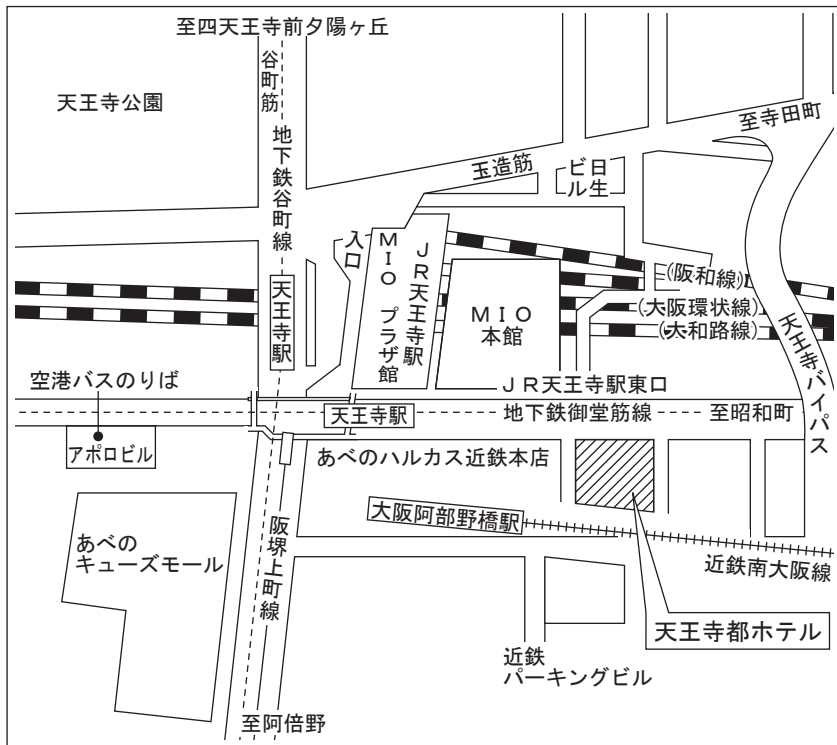
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権者は、割当日において当社が公表している中期経営計画の業績目標の到達度合いによって権利行使できる新株予約権の数量が確定するものとし、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
天王寺都ホテル 6階 吉野の間
電 話 (06) 6628-3200



交通のご案内

- JR天王寺駅東口／近鉄大阪阿部野橋駅東口より徒歩約1分
- 地下鉄天王寺駅（御堂筋線・谷町線）③番出口より徒歩約1分

※ホテルには駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。